

「安全」かつ「効率的」管理に向かうカナダの 難民庇護政策

——ハーバー保守党政権による境界再編に関する一考察——

大 岡 栄 美

はじめに

- 1 カナダにおける難民受け入れとその再編
- 1 カナダにおける難民受け入れの歴史
- 2 現在の受け入れ枠組み——第三国定住と国内庇護
- 3 移民システム防衛法による難民の仕分け
- 2 難民の非人間化と排除の正当化言説
- 1 偽難民に対する非人間化と管理の正当化

2 ターゲットにされた難民

- 3 数字による正当化と難民への顧客サービス
- 3 カナダ難民政策再編の背景要因
- 1 国内政治環境の変化
- 2 國際人權レジームの脆弱性

おわりに

はじめに

国境管理は国家主権の最後の砦であり、「誰が国家にとつての望ましい構成員であるのか」について、その包摂と排除の境界をあぶり出す領域である。そもそも各国の国益重視で運用される移民政策に比べ、難民政策は人道主義に基づく規範的制約を受けていた。しかしこの難民政策においても、近年制度的排除の実践が進められている。例えば、右翼ポピュリズム (right-wing populism) 政党の台頭する欧州各国では、難民排除に向けた法制化や行政措置が導入された（佐藤 二〇一三：一三八、柄谷 二〇一三）。またオーストラリアでも、アジアからのボートピープルを標的とした「防衛・阻止・収容」政策による難民からの国境防衛が展開されている（飯籠 二〇一七、杉田 二〇一三）。これらの先進諸国の国境管理に共通する傾向は、①社会的セキュリティへの不安に基づく福祉ショーヴィニズム、②望ましくない人々がもたらす人種・民族・宗教的多様性の統合への負荷、という観点から、難民庇護を特権化し、国家にとり受け入れコストが高いとみなされる人々の排除を合法的に処理しようとする点にある。

ところでこれまで寛容な難民政策を継続してきたカナダでは、この領域でどのような包摂と排除の政治が展開されているだろうか。カナダの移民政策においては近年、カナダ経済への貢献度と市場への適応性を軸とする排除の境界が一層強化された。また家族呼び寄せ移民に対し、入国後一〇年間は社会福祉に関する負担を呼び寄せた家族側が負うことを義務化するなど、社会福祉コスト負担の個人化の徹底も図られた（大岡 二〇二二）。その一方難民受け入れに関しては、世界一寛容で公正と自負する政策を継続していくかに思われた。一九八六年のナンセンメダル受賞が象徴するように、人道的かつ寛容な難民政策は隣国アメリカとの差別化を図り、「カナダをカナダたらしめる」アイデンティティの源泉として機能してきた。そのため人権国家としての外交イメージを守

るべく、難民政策再編には踏み込まないと考えられてきた。

しかしこのカナダでも、ハーパー保守党政権下でついに難民政策の再構築が開始された。二〇一〇年の難民改革法 (Balanced Refugee Reform Act)、続く二〇一二年のC-31法案上程による難民改革法の再改正と、一連の難民庇護に関する法改正が進められた。その結果、二〇一二年六月にはカナダの移民システム防衛法 (The Protecting Canada's Immigration System Act) が成立し、二〇一二年の一二月五日から、新制度下での難民の仕分け・排除・選別が開始されることになった。本論文の目的は、このハーパー保守党政権下での一連の難民政策の再編と境界構築の影響を考察することである。第1節ではカナダの難民政策の歴史を概観すると同時に、新たに導入された移民システム防衛法のもとで構築された難民の仕分け・排除・選別の構造を整理する。第2節では、新たなシステムのもとで、「偽難民」として排除対象となつた集団に対し、どのような人権の譲歩が組み込まれたかと、排除の正当化を支えた政府の言説を明らかにする。第3節では、さらに難民政策変更の方向転換を水路づけた背景要因として、①国内政治環境の変化と、②国際人権レジームの脆弱性について論じる。

1 カナダにおける難民受け入れとその再編

1 カナダにおける難民受け入れの歴史

カナダの難民受け入れは建国以来常に人道主義を貫いてきたわけではない。第二次世界大戦時には庇護を求めてきたユダヤ人に対し、「ゼロでも多すぎる」として難民としての受け入れを拒絶した。その結果多くが送還後に強制収容所で命を落とした。しかし過去の負の記憶は、戦後正の記憶へと上塗りされる。第二次世界大戦後のカナダはハンガリー難民やチェコ難民など、ヨーロッパ系難民の積極的受け入れを開始する（阿部 二〇〇五）。

さらに一九七〇年代に入ると、カナダはこれまでの「ホワイト・カナダ」主義に基づく国境管理を捨て去り、多文化国家としての新たなアイデンティティを模索し始める。移民政策の転換が行われ、一九六七年にポイント制が導入された。人種・民族・出身地域を排除基準としない移民選抜の制度化は人口の多様化を進めた。さらに、新社会構成員の社会統合政策としても、一九七一年に多文化主義政策を採用した。こうして「多様性の中の統合」が国是となる中で、難民政策も大きな転換点を迎える。

一九六九年に難民の地位に関する条約に批准すると、国際社会への人道的貢献が難民政策の柱に置かれ、ウガンダ難民（一九七二年）やインドシナ難民（一九七五—一九八〇年）など、アジア、アフリカからの大規模な受け入れが実施された。一九七八年移民法ではこうした経験の蓄積を法制化し、移民受け入れ原則の一つに「難民受け入れによる国際的責務の遂行」を明記するに至る。人種・民族・出身地にこだわらないカナダの人道的かつ寛容な難民政策はカナダ的アイデンティティの源泉として支持を集めた。二〇〇二年の移民・難民保護法（*Immigration and Refugee Protection Act*, 以下IRPA）成立以降、カナダでは難民条約の定義を満たす難民（条約難民）に加え、カナダ独自のカナダゴリーとして「保護を必要とする者（Persons in need of Protection）」つまり出身国において拷問や非人道的な処遇に晒される危険のある者にまで難民の定義を広げ、国際情勢の変化に合わせた受け入れを行うことになった（本岡 二〇〇九・四八八）。

実際にはカナダの年間二五万人に上る永住者受け入れは、カナダ経済への適応性により選別される経済移民を中心に進む。難民受け入れ自体は永住者受け入れの約一割程度にすぎない（大岡 二〇一一）。とはいっても、難民受け入れを管理する市民権・移民省（以下市民権省）（*Citizenship and Immigration Canada*）のホームページには、難民は「カナダに経験、希望、夢を携えてやってきて、カナダに暮らすすべての人々にとって、確かに豊かで、さらに繁栄した社会を建設するのを助けてくれる存在」と明記されている。また同ホームページでは庇護を必要

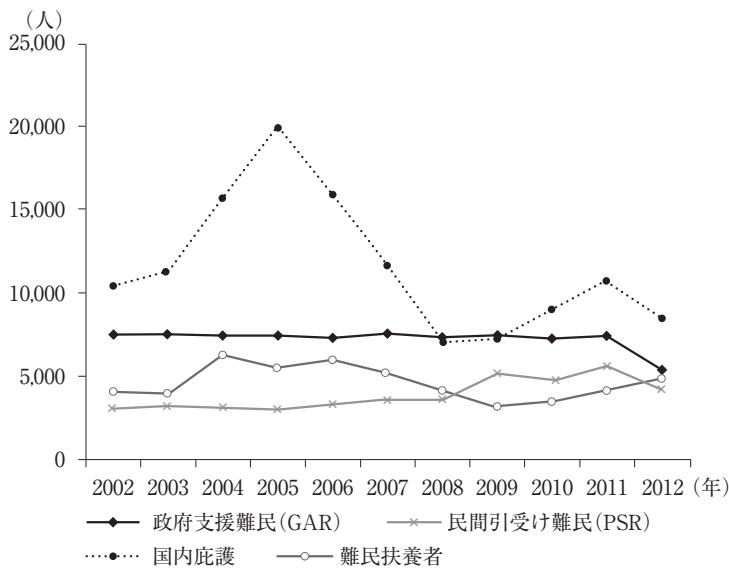
とする人々に安全な避難場所を提供することこそがカナダの役割とも謳っている。難民の再スタートを手厚く支援する社会であることは、国際間獲得競争が激化する高度人材移民から選ばれる移住先となるためのイメージ形成にも有利とも考えられてきた。

2 現在の受け入れ枠組み——第三国定住と国内庇護

それではこれまでの難民政策のもとでは、難民はどのように管理されてきたのか。カナダで難民認定を受けるには大きく分けて二つのルートがある。第一に、国外からの再定住、いわゆる第三国定住難民である。これは難民キャンプなどに逃れた人々をUNHCRの要請に従い、政府がまとまとした単位でカナダ国内に再定住させる方法である。難民審査は市民権省が担当する。カナダの場合再定住難民には、政府支援難民（Government Assisted Refugee、以下GAR）と民間引き受け難民（Private Sponsored Refugee、以下PSR）がある。政府支援難民は、政府が定住支援を引き受ける。他方民間引き受けプログラムは教会、民族団体、一八歳以上のカナダ市民または永住者五人で結成される五人組（Groups of five）など民間が受け入れスポンサーとなり難民を呼び寄せ、難民のカナダでの自立支援の責任を負うユニークなプログラムである。⁽²⁾政府支援難民、民間引き受け難民ともに目標となる年間受け入れ幅が設定されている。例えばGARには二〇一二年の目標値が七五〇〇から八〇〇〇名の間、PSRには四〇〇〇名から六〇〇〇名の間という幅が設定されていた。

第二のルートはカナダ領域内からの難民申請である。つまり飛行機、船、陸路、何らかの手段でカナダまで行き、カナダ国内から庇護申請する方法である。こちらの申請受付自体にも年間上限数はなく、年間受け入れ目標幅が設定されている。二〇一二年、二〇一三年の受け入れ目標値は七〇〇〇から八五〇〇名であった（CIC 2012b）。国内申請者は移民・難民審査委員会（Immigration and Refugee Board of Canada、以下IRB）により難民資格審

図 1 カナダにおけるプログラム別難民受け入れ数の推移



出典：CIC (2012a) より筆者作成

査と認定を受ける。図1はIRPA成立後の二〇〇二年から移民システム防衛法が成立した二〇一二年までの期間、カナダの年間難民受け入れ数の推移を難民受け入れプログラム別に示している。図1からはGARが比較的安定し、七五〇〇人前後で推移していることがわかる。またPSRもGARによる受け入れ枠よりは低い水準だが、比較的安定的に推移している。いずれにせよ、PSRも活用しつつ、政府と民間のNPO・NGO、宗教団体、民族コミュニティなどのフォーマル、インフォーマルな連携により、難民のカナダ社会への適応を促してきたのが、カナダの難民受け入れの特徴である (Hamlin 2012)。

比較的安定的に推移してきた国外からの再定住難民の受け入れに対し、劇的な推移を見せているのが、カナダ国内からの庇護申請である。二〇〇五年まで二万人に迫るまでに倍増していた庇護申請の受付数が二〇〇五年をピークに激減し、二〇〇八年は一万人を割り込む傾向にある。二〇〇八年

〇二年から移民システム防衛法が成立した二〇一二年までの期間、カナダの年間難民受け入れ数の推移を難民受け入れプログラム別に示している。図1からはGARが比較的安定し、七五〇〇人前後で推移していることがわかる。またPSRもGARによる受け入れ枠よりは低い水準だが、比較的安定的に推移している。いずれにせよ、PSRも活用しつつ、政府と民間のNPO・NGO、宗教団体、民族コミュニティなどのフォーマル、インフォーマルな連携により、難民のカナダ社会への適応を促してきたのが、カナダの難民受け入れの特徴である (Hamlin 2012)。

比較的安定的に推移してきた国外からの再定住難民の受け入れに対し、劇的な推移を見せているのが、カナダ国内からの庇護申請である。二〇〇五年まで二万人に迫るまでに倍増していた庇護申請の受付数が二〇〇五年をピークに激減し、二〇〇八年は一万人を割り込む傾向にある。二〇〇八年

にはアメリカに次いで第二位、世界における難民の庇護申請全体の一〇%がカナダに集中していたが、二〇一一年には八位にまで落ち込んでいる（UNHCR 2013）。こうした変化をもたらしたのが、まさに難民の仕分け・排除・選別のための一連の法改正である。以下具体的な法改正内容とその結果構築された現在の難民選別システムを検討する。

3 移民システム防衛法による難民の仕分け

二〇一二年六月二八日、カナダにおいて新たな難民の仕分け・排除・選別の制度化となる、C-31法案が成立了。名称をカナダの移民システム防衛法（the *Protecting Canada's Immigration System Act*）としたように、カナダの国境、そしてカナダの難民庇護システムを、「偽難民（bogus refugees）」と「密輸業者（Human Smugglers）」から守ることを目指した法改正であった。C-31法案は二〇一一年六月に勅許を得たばかりの難民改革法をさらに強化する目的で再上程された。難民改革法は二年前の二〇一〇年に上程され、議会で八月に可決された法律である。難民改革法下でのシステム変更が始まる前、勅許のたつた八ヶ月後の二〇一二年二月には新法案が再上程されたことになる。

主な変更点は、国内庇護申請プロセスにおける、①安全部指定（Designated Country of Origin）による難民性の限定、②タイムラインの設定による審査の迅速化、③安全指定国出身者からの不服申し立て拒否と国外退去手続きの迅速化、④申請審査待機者の就労・就学、社会福祉への無条件アクセスの廃止、⑤密輸業者などの不法な手段を用いて入国した非正規入国者に対する罰則の強化、である。以下詳しく見ていく。

これまでカナダ領域内からの庇護申請者は出身地、入国の方法に関係なく、一律IRBによる審査を経て難民認定が行われてきた。しかし新法制下においては、庇護申請者を「安全指定国」出身者とそれ以外に分け、効率

表1 安全指定国リスト

指定出身国 (Designated Country of Origin)		
第1次リスト (27カ国)	オーストリア	ラトヴィア
	ベルギー	リトアニア
	クロアチア	ルクセンブルク
	キプロス	マルタ
	チェコスロヴァキア共和国	オランダ
	デンマーク	ポーランド
	エストニア	ポルトガル
	フィンランド	スラブ共和国
	フランス	スロヴェニア
	ドイツ	スペイン
	ギリシャ	スウェーデン
	ハンガリー	英国
	アイルランド	アメリカ合衆国
	イタリア	
第2次リスト (8カ国)	ニュージーランド	フィンランド
	オーストラリア	ノルウェー
	日本	アイスランド
	メキシコ	イスラエル ^注

注: ヨルダン川西岸地区、ガザ地区などパレスチナ暫定自治区は除く。

出典: CIC (2012d) より筆者作成

的で迅速な難民認定と国外退去を進めることになった。まず市民権大臣権限により、通常難民を排出せず、人権を尊重し、国家による保護を提供する、難民にとっての「安全国」をカナダ政府が指定する。この指定に基づき、民主主義が確立し、生命や身体への脅威が低いと考えられる安全国出身の庇護申請者に対しては、難民の可能性が低いことを念頭に迅速に審査をする。その結果申請拒否となつた場合には直ちに退去させるという仕分けを徹底することになった。二〇一二年二二月に、カナダ史上初めて二七カ国が「安全国」としての指定を受けた。⁽⁴⁾また二〇一三年二月には追加でさらに八カ国が指定された(表1参照)。大半がEU諸国で、アジアからは唯一日本がリスト入りした。

難民審査のプロセスは、この安全国指

定により完全に二層化された。安全指定国出身庇護申請者の国外退去までの期間は推定四五日である。短期間での退去を前提とするため、カナダ国内待機期間中、庇護申請者には就労許可申請も健康保険の受給も認められない。安全部以外からの庇護申請者に対するは、より慎重に六〇日以内に申請資格審査を受けたうえで、二四〇日程度すべての難民認定プロセスを終了することを予定する。安全部はカナダ独自の難民仕分けの方法ではなく、現在、英國、アイルランド、フランス、ドイツ、オランダ、ノルウェー、スイス、ベルギー、フィンランドなどでも採用されており、人の移動の管理に向かう難民政策の収斂がカナダにも及んだといえる。

第二に審査の迅速化と国外退去までのプロセスの簡易化である。カナダにおいてはこれまで庇護申し立てから審査完了までの待機時間が長く、申請の未処理件数の累積を生みだしていた。この累積件数のため、申請から審査までの待機時間は約一〇三八日もあった。庇護申請が拒否されたからも、何度も異議申し立てや帰国後の安全性の確認の申し立てを繰り返すことによって、国外退去決定までに平均四年半かかっていたのである。この待機期間中、庇護申請者は就労が認められ、社会保障給付も行われてきた。またこの期間内にカナダで子どもが生まれるなど、庇護申請者のカナダ社会との実体ある結びつきが強まり、かえって帰国が難しくなるという状況が生まれていた。そこでこうしたなし崩しのカナダへの定住を防ぐため、安全指定国出身庇護申請者については三〇一四五日間、それ以外の出身でも六〇日間の待機期間で難民認定のための面接を迅速に実施することがタイムラインとして示された。

第三に、さらに一刻も早い国外退去の必要性から、安全指定国出身の庇護申請者に対するは、IRBの決定に⁽⁶⁾対して異議申し立ての権限が一切与えられず、難民認定拒否、即国外退去となつた(CIC 2012d)。無論新体制下でもすべての庇護申請者はIRBによって聴取を受け、不服な場合連邦裁判所へと不服申し立ての裁判を起こす権利は有している。しかし「安全」な国家出身のものは迫害の危険にされていないにも関わらず、不当な申し

立てをしたので、国外退去させても「安全」である」という前提のもと、審理終了前に国外退去にしても構わないとことになった。しかしこの「安全国」はあくまで市民権大臣の裁量によつて恣意的に指定された国であり、異議申し立て制度へのアクセスを阻まれた者の送還に伴う安全を必ずしも保障するものではない。難民庇護の基本原則であつた、迫害の危険に直面する国への送還に対する保護を享受するノン・ルフルマン原則は譲歩され、迫害体制下への送還のリスクはこれまでにはないほど高まつて ⁽⁷⁾ いる。

第四が、申請審査待機者の就労・就学、社会福祉への無条件アクセスの廃止である。法改正前のカナダでは、待機期間中に庇護申請者に対し就労・就学が認められ、社会保障給付も行われてきた。連邦健康保険プログラムへの無料加入が認められ、緊急医療、基礎的な保険サービス、処方薬・避妊薬、出産前後のケアが受けられた。しかし上述のような審査と国外退去手続きの迅速化を前提に、庇護申請者のこれらの社会福祉へのアクセスは廃止された。さらに短期間での審査、拒否決定、国外退去を前提としたシステムのため、カナダでの審査待機期間、および不服申し立て待機期間中、安全指定国出身の庇護申請者には緊急時を除いて健康保険が提供されないことになつた。

妊婦は胎児検診にアクセスできず、子どもは予防注射などを受けられないため、結局は救急医療対応件数が増加し、感染症の予防が不十分になるなど、難民自身、そしてカナダ市民の健康にとつても脅威となる懸念が示されて ⁽⁸⁾ いる (Globe and Mail 2012; Mehta 2012)。庇護申請者の健康保険へのアクセス制限が本当に医療費の削減につながるのかについては疑問視する声も多々、こうした福祉ショーヴィニズムは何より「カナダの価値観に反して」いる (Mehta 2012)」との意見も根強い。カナダの家族医師会や看護師協会からも抗議があり、オンタリオ州の厚生大臣も反対した (Globe and Mail 2012)。しかしながら、ネオリベラリズムの影響のもと、将来の市民候補となる可能性が限定的な庇護申請者の人権保障は妥協された。難民庇護申請のプロセスは単に国境を越える移動の

管理をめぐる闘争ではなく、国内での社会的セキュリティへのアクセスを巡る闘争の場となるのである。さらに、この変更に加え、カナダの移民システム防衛法では、公共安全相 (the Minister of Public Safety) に対し、人の密輸による援助を受けてカナダに入国した集団を「不法に到着したもの (irregular arrivals)」と認定する」とを認めた。そして一六歳以下は免除としながらも、それ以上の年齢の者については施設への強制収容を認めた。また強制収容後の審査で難民認定されたとしても、五年間は永住権を申請できず、その間家族を呼び寄せるなどできない。健康保険についてもカナダの一般市民が受け取る以上の保障は受け取らせないという入国方法による新たな仕分けと管理も導入した。政府は、人の密輸とそれを利用して不法な手続きで入国する庇護申請者への取り締まりと処罰の厳格化がカナダの庇護申請先としての魅力を低下させ、カナダが国際的人身売買組織のターゲットになることを予防できると考えている (CIC 2012d)。

2 難民の非人間化と排除の正当化言説

1 偽難民に対する非人間化と管理の正当化

世論調査でも、「カナダの難民政策を誇りに思う」という回答は上位を占め、カナダの人道的な難民政策と難民受け入れを通した国際貢献はカナダの多様性への寛容や、ナンショナルプライドの構築に大きく貢献して来た。国内にはカナダ難民評議会 (Canada Council for Refugees) のよべに難民の権利擁護及び定住支援のための全国組織として、政策に影響力のある難民支援団体なども存在する。P.S.R. のように民間による難民の受け入れ支援の歴史もある。カナダでは難民に対する深い思いやりが国民全般に根付いていると思われてきた。そのカナダで、なぜ大臣が恣意的に難民を仕分けし、やむには入国方法で人権を制限することを認める法案が成立したのか。ど

のよつた言説で保守党政権がこの新システムを正当化しているのかを次に見ていく。

人権と国家主権の対立は長年カナダの難民政策における「葛藤」であった。あまりに厳しい難民政策は本当に庇護を必要とする難民に対しても門戸を閉ざすことを意味する。そのため、アメリカやオーストラリアで実施されたようなポートピープルを出身国に送り返すようなことは「非カナダ的」と考えられてきた。Hardy and Phillips (1999) がインタビューしたカナダの行政職員の言葉にそつした態度が象徴されている。

われわれはポートピープルを送り返したりしない。それはカナダ的ではない。決定が人命に影響を与える場面、危険の中に送り返す可能性がある場合、『疑わしきは罰せず』が重要であり、一人、もつといえども一万人不正な難民を受け入れても問題ではない。

つまり「カナダ的包摶」とは、難民を迫害の中に追放するリスクを最小にするために、不当な請求をしているかもしだれないものに対してもカナダの国境を開放する、というノン・ルールマンの原則を尊重するものであった。しかし、二〇一二年一月、約二週間後に控えた法の施行に際し、任期四年を過ぎ、人一倍難民法の改正に熱心に取り組んできたケニー・ジェイソン (Kenny Jason) 市民権大臣（当時）は以下のように語った。

我々の変更はカナダの難民認定システムをより迅速かつ公平にする。あまりにも長い間、カナダの寛容な庇護認定システムは悪用しようというものにつけ込まれやすかつた。新たなシステムの下では、眞の難民はより迅速に保護される。同時に偽の申請者、そして我々の寛大なシステムを悪用し、納税者に対して多大な犠牲を強いるものがより速く国外に退去されるのである。(CIC 2002d)

政府の言説で繰り返されたのは、難民の中に保護の必要な「真正の難民」とシステムの悪用を企てる「偽難民」がおり、慈悲深く難民を受け入れるカナダが、偽難民によって不当な負担を負わされているという主張である。カナダ政府のロジックとしては、政府の管理のもとに再定住する第三国定住難民に加え、難民を安全指定国出身者とそれ以外に分けることで、難民を「真正の難民」と「偽難民」の二つに分類する。そして偽難民を正規のルールを破る不法者と認定し、非人間化する。それにより税金を使って保護する前者に対し、後者への国家主権行使による非人道的な人権制限を正当化する。つまり難民すべてを否定するのではなく、システム変更是あくまで偽難民をターゲットにしたものであることを強調し、自分たちをあくまで善意と思いやりにつけこまれた犠牲者として位置づける。つまり眞の難民を守るための難民政策の再編を謳うことで、人道国家としての体面を維持する戦略である。

2 ターゲットにされた難民

政府及びメディアにより「偽難民」として名指しされているのは抽象的な難民ではない。具体的には、①メキシコからの難民、②ハンガリーやチエコスロヴァキア出身のロマ族、そして③ボートピープル、の三集団である。これら集団が国境管理にもたらした緊張が二〇一二年の法改正と深く結びついている。以下詳しく見ていく。

表2は二〇〇七年から二〇一一年のカナダへの庇護申請数上位五カ国の推移を示したものである。驚いたことにカナダでは、再定住難民の出身地に多いアジアやアフリカ出身の難民ではなく、メキシコからの難民申請が二〇〇五年から二〇〇九年までカナダの国内からの庇護申請の第一位を占める状態が継続していた。二〇〇四年、カナダとアメリカは安全な第三国協定を締結し、アメリカという安全な国を経由した庇護申請者にはカナダへの

表2 カナダにおける庇護申請者出身上位5カ国の推移（2007—2011）

	2007	2008	2009	2010	2011
1	メキシコ	メキシコ	メキシコ	ハンガリー	ハンガリー
2	ハイチ	ハイチ	ハンガリー	中華人民共和国	中華人民共和国
3	コロンビア	コロンビア	コロンビア	コロンビア	コロンビア
4	中華人民共和国	中華人民共和国	ハイチ	メキシコ	パキスタン
5	アメリカ合衆国	スリランカ	中華人民共和国	スリランカ	ナミビア

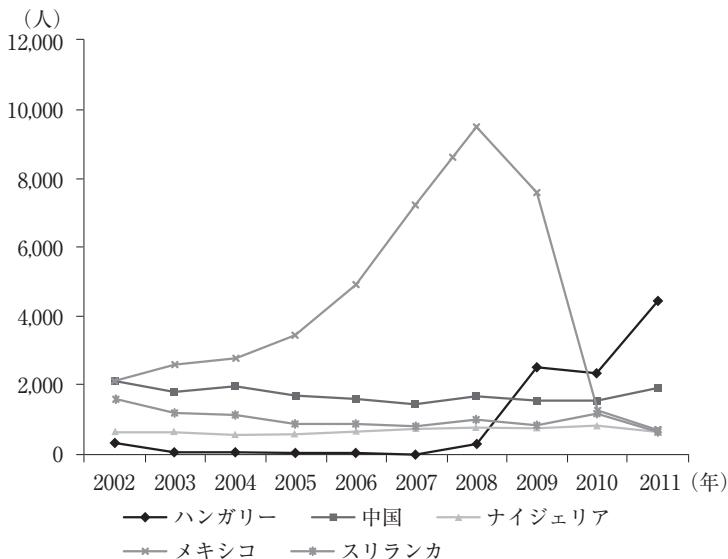
出典：CIC (2012a) より筆者作成

庇護申請を禁止し、またカナダを経由してのアメリカへの庇護申請を禁止した。アメリカ同時多発テロ以降、カナダはアメリカからテロリストに対して国境管理が甘いことを指摘されており、国境の共同管理強化の観点からこの協定を結ぶこととなつた。

しかしながら実際にはこの協定には様々な例外規定があつた。それは、アメリカはビザを課しているが、カナダとビザ免除協定を持つての国出身の人がアメリカ経由でカナダに入り、その領域内で庇護申請を行うことは可能というものである。当時メキシコとカナダにはビザ免除協定が成立していた。そのためアメリカとカナダが第三国協定を締結後でもアメリカ経由でメキシコからの難民申請は可能であつた。しかし、いつ変更が起こるかわからない不安は、二〇〇五年以降大量のメキシコ人のカナダでの難民申請を発生させた (Gilbert 2013)。

しかしメキシコからの難民増加は、公平な移民プログラムを通じてのカナダ市民のメンバーシップへの参入からは遮断された人々による、不当な境界浸食として重大に受け止められた。実はメキシコ出身者は近年カナダの一時就労プログラムSAWP (The Seasonal Agricultural Workers Program) 参加者としてもカナダの国境を越え増加している。これらは合法的な農業従事の就労プログラムである。しかしながら単純労働であるSAWP参加者は、カナダが近年技能移民枠の拡大を通じて求めめる「才能、イノベーション、投資、機会を求めるもの」には合致しない。そのためSAWPプログラム参加者には家族呼び寄せの権利もなければ、このプログラム

図2 主要国からカナダ国内からの難民申請数の推移（2002—2011）



出典：CIC (2012a) より筆者作成

ム以外の仕事へのアクセスの機会も開かれていない。カナダ経済を下支えしているにも関わらず、何年このプログラムで働こうと、永住権の申請にはつながらないという使い捨て労働プログラムである（大岡二〇一一）。

このプログラムを利用し、合法的な（カナダにとっては使い勝手の良い）出稼ぎプログラムで管理統制する対象のメキシコ人が、就労目的にカナダの「緩い」難民申請につけ込み、多くの税金が無駄遣いされているという言説がメディアや政府によって作り上げられていった（Gilbert 2013）。そして本来は迫害の危機にさらされていない経済難民の庇護申請の抑制を図ることが、「真正の難民」と「偽難民」という対比言説により正当化された。メキシコ人の難民申請は、迫害の脅威のない経済難民による抜け駆けとして犯罪行為化されたのである。

実際二〇〇九年にカナダ政府はメキシコからの旅行者すべてに査証を求める措置を実施した。するとメキシコからの難民申請は激減した（図2参照）。

一一〇〇八年のピーク時には九五二七名に達したメキシコからの庇護申請者の波が、ビザ導入後の一一〇一〇年には一二二一名、二〇一一年には六七七名にまで激減した。この数字の減少は、カナダ政府のメキシコからの難民申請が真に緊急性を要する正当な要求に基づくものではなく、カナダの寛容さ、思いやりにつけ込んだ悪用という言説を裏付けるために利用された。真正な難民だけに迅速に避難所を提供するには法改正が必要という保守党を後押ししたのである。

激減したメキシコからの難民申請に代わって一一〇一〇年からカナダへの難民申請のトップに挙がったのは、ハンガリーである（表2参照）。一一〇〇七年以前には二桁台だったハンガリーからの庇護申請数は、一一〇一〇年に一二三三二一名、二〇一一年には四四四〇名に膨れ上がった。ハンガリーからカナダへの難民申請の増加は、EU加盟国の一員として、カナダがハンガリー市民への査証を廃止した二〇〇八年に開始している。⁽⁸⁾つまり査証なしでカナダへの旅行が可能になつたため、空港到着後に庇護申請をするケースが増大したのである。彼らの多くが、ハンガリー系のロマであり、ハンガリー国内の景気悪化とそれに伴うロマ族への人種差別や暴行、ロマ以外との対立の激化などが庇護申請の理由となつてゐる（Ayed 2012）。

しかしハンガリー系難民についてもケニー市民権大臣（当時）は疑いのまなざしを向けた。彼はプレスに向けて「世界のハンガリー難民申請者の九八%がカナダで難民申請をしている。そして実質的に誰一人として根拠がない」と語り、カナダによる難民申請待機者への社会保障費の給付などの手厚い支援がむしろ食い物にされていることを示唆した。

一一〇一〇年、カナダ連邦警察はハンガリー系ロマの人身売買組織が一九人のロマにカナダで難民申請するよう、メキシコからアメリカ経由の密入国を手引きした事件を摘発した。入国後彼らは山小屋の地下室にとらわれて、無報酬で働かされていた。この不法入国事件はハンガリーからの難民増加に懸念を示していたケニー大臣に格好

の攻撃材料を与えた。人身売買の結果、人権を侵害された状況で働かされていた人々の権利擁護よりも、カナダの国境が順番を守らずに、不正を働いてカナダ国内にアクセスしようとする難民によって侵されていることへの脅威をあおつた。そして安全部門を認定することで、不当な要求の多い国からの申請をより迅速に処理し、国外に素早く排除すべきという主張を展開した。また健康保険、社会保険など滞在を長期化させる社会福祉からの撤退を訴えた。実際、二〇一二年の難民法改正の効果は絶大で、政府が安全部門と指定したハンガリーからの難民申請は激減した (Chase 2013)。

ついで二〇一〇年におきたカナダへのボートピープルの到着も、「真正な難民」と「偽難民」の分類による、難民の仕分けと管理、人権へのアクセスの制限をもたらす法改正を正当化するイメージと言説を作り出した。カナダにおけるボートピープルの到着はこれまでにもあったが、地政学的にさほど大きな問題とはなってこなかつた。ボートピープルを生みだすアジア諸国からの距離、唯一国境を接するのが第三国定住でも、庇護申請受け入れでも世界第一位を誇る難民受け入れ大国であるアメリカであること、などから、オーストラリアほどボートピープルへの恐怖感が政治化することはなかつた (飯籠 二〇〇七)。無論カナダにおいてもこれまで船でカナダの領海内に入り、そこから難民申請が行われることは数回あつた。しかし、どのケースも到着した人々はその手段によって差別されることではなく、入国後の審査をもとに難民認定され、温かい歓迎を受けてきた。実際、二〇〇九年に七六人のスリランカ人を乗せた難民船がバンクーバーに到着した際も、釈放後に難民申請を行い、ほとんどが速やかにトロントに定住していく。たとえ不法な方法で到着したとしても、異なつた取り扱いをするべきではないというのが、長年のカナダの人道的難民受け入れの姿勢だったのである。

しかし二〇一〇年八月、難民改革法可決のわずか二カ月後、サン・シー号に乗つて四九〇名のタミル系スリランカ人がボートで来た時に様相は一変した。約五〇〇人という大量の数、他にも数隻の船が続けてカナダにやつ

てくるという報道はカナダで論争を巻き起こした。彼らには乗船していた人がカナダによってテロ組織認定されているタミル・タイガーとつながっているという報道や、乗船者の多くは四万～五万ドルもの大金を人身売買ブローカーに支払ってタイから乗船したという報道は、カナダ人の間にモラル・パニックともいえる現象を引き起こした。「我々の寛容なシステムが悪用され、国境が不正な難民により浸食されている」という言説が力を持つようになつていった。

比較的冷静に事態を静観し、四九〇名のタミル系スリランカ人難民申請希望者に対してもこれまでと同様の思いやりを示すべきであると主張した自由党に反発が強まつた。移民が社会にネガティブな影響を与えるという世論調査の結果は当時半数を超えて、政府にも厳格な国境管理を求める声が強まつた。安全保障上の脅威を背景に難民審査の厳格化を支持する世論の高まりの中、ケニー市民権大臣は、この問題への対応がカナダが今後国際的な人身売買組織による人の密輸のターゲットになるかどうかの試金石であると主張した。カナダの難民受け入れ体制の寛大さ、あるいは「緩やか」が取り返しのつかない事態を招くという言説を作りだしたのである。

この結果、上述したような非正規入国者への収容という人権制限が導入されることになった。また庇護申請者の家族呼び寄せの制限、五年間の永住権申請の禁止など、より厳格な対応を主張したケニー市民権大臣に支持が集まつたのである。ナショナルポスト紙は、「カナダ歴代の中でベストな市民権大臣」としてケニーとその難民法改革をたたえた (National Post 2012)。ハハして、二〇一〇年六月の法案上程から一年で勅許を得た難民改革法は、八ヵ月後にC-31法案として再上程され、わずか四ヵ月後に再び勅許を得て、現在の形で、二〇一二年一月に運用開始となつた。

上述のような安全保障上の脅威に基づく難民排除の議論もある。しかしながら支持を集めたのは、難民すべてを否定するのではなく、庇護を求める真正な難民と就労を目的とする偽難民を仕分けしたうえで、真正の難民に対してもむしろ庇護を迅速化し「顧客サービス」を向上する経済的正当化である。人々の安全が脅かされていない国からの難民申請に時間がとられることは、本当に保護を必要としている人のカナダへのアクセスを阻む。安全部門により審査の効率化を図り、時間と資源を縮減することには、「本当の難民のため」という人道的な名目がある。さらに税金によって難民受け入れシステムを支える国民への「説明責任」も果たす。カナダ国民は長年難民受け入れに強い誇りを抱いてきた。庇護申請者の仕分けには眞の難民自身のためという大義名分があり、単なる難民脅威論より受け入れられやすいのである。

またこの言説の根拠づけとして政府が用いているのが様々な数字である。例えば二〇一二年の移民システム防衛法で提示された変更の一つに国外退去の迅速化がある。以前のシステム下では、申請拒否の決定が出た後も異議申し立てのプロセスも含めると国外退去に四、五年もの年月がかかっていた。それを最終決定から一年で退去される」として、速やかな国外退去によるコスト削減も強調されている (CIC 2012a)。

保守党政権下では庇護申請の未処理件数は二万九〇〇〇件にまで減少した。また難民申請に失敗した庇護申請者五、一八七名を国外退去にすることにも成功した。「これらの庇護申請拒否者を国外退去にする」として、社会福祉、健康保険、その他税金によって提供されるサービスにかかる何億円もの金額から納税者を守る」ことができる」として、速やかな国外退去によるコスト削減も強調されている (CIC 2012a)。

以上法改正後の未処理件数の大幅な減少という数字が、迅速かつ効率的なシステムの確立はカナダ国民の税金を守ると同時に「庇護を求める難民自身のため」にもなるという正当化を下支えしている。政府は数字による科

学的根拠により、自らが強力な国家主権の行使により、国民を正しい方向に導いていることの裏付けを得て、国民の支持を担保しているのである。次節では、さらに難民政策変更の方向転換を水路づけた背景要因として、国内政治環境の変化と国際人権レジームの脆弱性について見ていく。

3 カナダ難民政策再編の背景要因

1 国内政治環境の変化

こうした保守党政権による難民政策の再編に対し、他の政党による異議申し立てはなされないのか。保守党が二〇〇六年に一三年間続いていた自由党政権から政権を奪取するまでに、カナダでは政党政治をめぐる地図が大きく塗り替えられていった。小選挙区制をとるカナダでは必ずしも得票率と獲得議席数が一致せず、劇的な政権交代が起きやすい仕組みになつていて。それが起つたのが一九九三年の総選挙である。当時の政権与党であった進歩保守党は選挙で大敗し、一六九あつた議席数を二議席にまで減らした。一方で大躍進を遂げたのは地域の不満を吸い上げた改革党（のちのカナダ同盟）とケベック分離党であつた。こうしてカナダの政治は多党制の時代へと入る（小暮 二〇〇八）。しかしながら、特定地域に強い支持基盤を持つ野党の分裂状況は当時の政権与党である自由党に有利に働き、クレティエン自由党政権は一〇年にわたる長期政権となつた。

一九九三年の自由党政権の誕生は、実際にはカナダ西部で当時タブーであつた移民政策の改革を訴え、不満を吸収して拡大成長した改革党に大きな影響を受けていた（大岡 二〇〇九）。そのため一九九三年に政権に就いた自由党は政権奪取後からこれらの不満を吸い上げ、家族呼び寄せ移民、難民受け入れ縮小、経済移民の拡大路線を推進していった。

カナダではようやく一〇〇三年一〇月に保守勢力が統合され、ほぼ唯一の全国政党として有利な立場を維持してきた自由党に拮抗することが可能になった。勢力を弱めてはいたが全国規模での支持基盤を持つ進歩保守党と、勢いはあるがカナダ西部に支持基盤が限定的な改革党が合併し、徐々に勢力を伸ばした。連邦政府広報費不正運用問題などのスキャンダルにまみれた自由党の人気低迷の影響もあり、ついに一三年ぶりに二〇〇六年の総選挙では保守党が政権の座に就いた。⁽⁹⁾これまでの極右で怒りっぽいというイメージだったハーパー党首は、連邦消費税軽減、医療保険改革など大衆受けする政策を訴え、地域差を超えた全国政党としての保守党政権を誕生させたのである（城 一〇〇七）。

二〇〇六年のハーパー保守党政権誕生後、親米路線がより鮮明になつたが、少数与党だつたこともあり、保守党政権は前自由党政権の「カナダ経済に貢献できる人材の選別」という移民政策を引き継いだ。難民政策に関しては二〇一〇年の難民改革法成立の際は自由党が人権擁護の観点から反対に回り、新民主党やケベック分離党との妥協と調整が強いられたが、実際問題として難民の六万件にも上る未処理件数は自由党政権時代に作られたものであり、大ナタを振るつての改革に乗り出した保守党への国民の支持は厚いものであつた。

実際、今回の移民システム防衛法は保守党単独過半数政権下で成立したが、二〇一〇年には少数与党の状態でも、難民改革法を成立させている。また難民システムの再編に先立ち、カナダでは、①カナダ経験移民（Canada Experience Class）の導入、②市民権大臣の権限強化による、技能移民の受け入れ職種の選別など、若く、カナダでの滞在経験があり、労働市場の需要を優先した、カナダ市場と社会への適応力の高い人々を受け入れるためにシステム改革が実施されている。カナダ経済への貢献と経済的自立可能性に重きを置いた社会構成員の選別には超党派的コンセンサスがあり、保守党の政策への反発は限定的であった。⁽¹⁰⁾

2 國際人權レジームの脆弱性

他方、カナダの難民政策の変容は国際状況の変化にどのような影響をうけているのか。国際人權レジームにおいては、難民条約に加盟した国には「受け入れ国市民と同等に」難民申請者の健康や福祉を保障する義務が「人道的に」あった。しかし、樽本（二〇一二）は三つの観点から、国際人權レジームの脆弱性を指摘する。第一に、世界的に制限主義的な難民抑止政策に収斂していること、第二に、国際人權規範に従つた政策遂行への十分な監視体制をもたない点、第三に、庇護の権利は個人が求めることのできる権利として保障されているわけではなく、あくまで国家にその付与の判断がゆだねられた恩恵的性格をもつ点である（樽本 二〇一二・一二三）。現在、西側の先進国全体がネオリベラリズムのもと、脱福祉国家化の傾向を強めている。自国民の福祉保障からも国家が撤退しつつある現在、難民を包摂する体力を失い、国境管理はよりいつそう「望ましくない人」を選別する権力行使のフィールドとして機能している（関根 二〇〇五）。難民政策に関する限り、非リベラルな手段でのリベラル国家の維持という同様の傾向が世界で続くことが考えられる。その中で自国だけが「温か」ではなく「緩い」と見做されるシステムを採用し続けることは、カナダだけではなくどの国にとつても難しい選択になりつつある。カナダの難民政策の再編はまさにこうした国際人權レジームの脆弱性を背景にしている。

こうした状況下においても、第三国定住を柱にカナダが難民受け入れ大国であることは変わらないはずであった。しかし無秩序であった国内からの庇護申請の抑制を埋め合わせるべく、二〇%以上の増加を約束した第三国定住難民の受け入れも、二〇一二年度には目標値である一万四五〇〇人を大きく下回った。G A R 五四二名、P S R 四二一四名の受け入れであり、G A R に至つては過去三〇年で最低レベルの数値となつた。しかしカナダにおける難民庇護における制度的排除は、むしろ国際的な水準への擦り合わせにすぎず、世界的な制限的難民庇護政策の展開の潮流の中では、どの国家もカナダの政策を国際的に非難できる立場にないのである。

おわりに

以上、二〇一二年に導入された移民システム防衛法により、カナダ政府は難民受け入れに際し、①第三国定住者の受け入れを柱としつつ、国内庇護申請者の受け入れを抑制する、②国内庇護申請者受け入れに際しては、安全指定国出身者とそれ以外を区別し、別プロセスで審査する、③人身売買など非合法な手段をもつて入国するものに対しては、市民権へのアクセスに制約を課す、という新たな仕分けと管理を導入した。難民受け入れの人道的伝統と国際的責務に配慮しつつも、新たな難民選別システムのもとでは、難民申請者の出身国、そして入国の方法によって、難民としてのカナダ市民権への参入プロセスが階層化されることになった。

カナダ保守党政権はこの数年、カナダ市民権を今まで以上に特権化する政策を次々に打ち出している。カナダの経済に貢献可能な潜在労働力に対してもこれまで同様、国外からの永住権へのアクセスを認める一方、カナダの経済的需要に合わないものに対しては門戸を閉ざし、移住一日目からの市場参加をカナダの領域への参入条件として求めている（大岡 二〇一二）。さらにカナダの保守化は、移民政策だけではなく、長年カナダの移民受け入れを特徴づけてきた多文化主義政策やシティズンシップ教育にも表れている。ハーパー保守党政権下で両政策の主眼は多様性の尊重、マイノリティの権利に比重を置く政策から、歴史とアイデンティティの共有による統合に主眼が置かれたものへと変更されている（Blake 2013）。難民政策の再編も、カナダ市民権の価値を高め、特権化する「カナダ人のメンバーシップ」再編の大きな流れの中に位置づけて理解すべきだろう。

寛容で、慈愛に満ちた難民受け入れ国としてのカナダはもはや過去の遺物にすぎず、イメージだけに形骸化していくのか。近年の保守党政権下のカナダは難民への安全な避難所の提供よりも、難民に帰国後の迫害のリスク

を負わせてまで自国領域の純化による安全の効率的創出に向かっているように思われる。本稿ではカナダの難民政策の再編とその影響の分析にとどまつたが、こうした人道主義の妥協と譲歩が、境界内に受け入れた新たな「カナダ人」の包摶と排除とどうつながるのか、今後の検討が必要である。

(1) 一九八六年から二〇一〇年の間の二五年間で経済移民の受け入れ数は約五倍に増加した。カナダ経験移民(Canada Experience Class)の導入、市場の需要に応じた技能移民受け入れなど、移民プログラムに関する政策的見直しが戦略的に行われながら、移民受け入れの拡大路線が継続している。しかし難民の受け入れ数はほぼ同水準にとどまり、難民の相対的受け入れ割合が縮小する傾向にある。

(2) P S Rで再定住する難民の方がコミュニティへの参加が進み、G A Rで受け入れられた難民よりもカナダ社会への適応や自立が早いという報告もある(本岡二〇〇九)。

(3) 例えばカナダ政府はタイの難民キャンプから二〇〇六年～二〇一二年の間に四〇〇〇人近いカレン族難民を受け入れている。また二〇〇七年には五〇〇〇人のブータン難民の受け入れを決め、二〇一二年六月にはすでに四五〇〇人のブータン難民がカナダに受け入れられている。また二〇〇九～二〇一三年の間に二万人のイラクからの難民受け入れを決め、二〇一一年には四五四五名のイラク難民を再定住させた。このように大規模な第三国定住を進めることで、難民の安定した受け入れを実現してきた。二〇一一年にはアメリカとカナダ合わせて世界全体の五分の四の第三国定住難民を受け入れている(UNHCR 2012)。

(4) 安全国指定は二〇一〇年難民改革法ですでに承認されていたものの、その後安全国指定がないままC-31法案の審議に入つたため、二〇一二年二月の段階で示されたものがカナダ史上初めての安全国リストとなつた。

(5) 安全認定基準には量的基準と質的基準がある。量的基準としては、認定前の過去三年間で、連續して一二カ月三〇件以上の庇護申請があつた国で、拒否・取り下げ・破棄率の合計が七五%以上、または取り下げ・破棄率の合計が六〇%以上の国に関しては、D C Oとして検討の対象となる。また認定前の過去三年間、一二カ月連續で三〇以下の申請しかない国は、(1)独立した司法制度を持ち、(2)民主主義的権利と自由の承認と救済措置の存在、(3)市民社会組織

の存在がある場合、質的な要件から「安全圏」指定の検討に入る。その「安全な」日本が難民の第三国定住先として、二〇一二年にはただの一人の難民からも再定住を希望されていないというのも何とも皮肉な話ではある。

(6) 異議申し立ての権限を一部の庇護申請者にのみ制限することに対してもカナダでも反発が強い。実際二〇一〇年の難民改革法可決の際には、NDPとケベック分離党との調整の末、DCOを含むすべての難民申請者に書類による不服申し立ての権限が認められていた。しかし、二〇一二年のC-31法案の際にはオリジナルの保守党提案に戻り、DCOには異議申し立てを認めない形で法が成立することになった。

(7) これまで政府により任命された担当官によって行われてきた難民認定審査に公務員が割り当てられることになった。またこれまで難民申請者は難民申請拒否の異議申し立て中に並行して特別在留許可の申請をすることが可能だった。しかし新システム下では、特別在留許可申請をする場合には、難民申請は取り下げる必要があり、まだ難民申請が拒否された場合は一年間は特別在留許可の申請はできず、その結果を待つために引き続きカナダに滞在する」とはできない形となつた。また自発的帰国と再統合支援プログラム (The Assisted Voluntary Return and Reintegration) のパイロット版を開始し、すでに庇護申請を拒否されたにもかかわらずカナダに留まっている人々の帰国を促している。

(8) ハンガリー人は一九九四年から、ビザなしでカナダへ渡航可能となつた。その後ハンガリーのパスポートを持ったロマが多数カナダへ移住し、カナダは二〇〇一年に、ハンガリー人に対して再度ビザの申請を義務付けていた。それが二〇〇八年になくなつた。

(9) 一九九五年のケベック州民投票で、僅差でケベックの分離独立は否定された。しかしながら自由党クレティエン首相は不満の再燃を恐れ、ケベックのコミュニティ行事に連邦広告費を流用し、予算として活用した。お金の流れの不透明さは批判を浴び、クレティエン首相は辞任せと追い込まれた。

(10) 原稿執筆中の二〇一五年一〇月一九日に実施された総選挙で、カナダでは約一〇年ぶりに政権交代が実現した。保守党に代わり単独過半数を奪取した自由党はシリア難民二万五〇〇〇人の受け入れを選挙公約に掲げ、新政権発足後に速やかに第三国定住難民の受け入れを開始した。本稿で考察したカナダの難民国内庇護政策による仕分け・排除・選別にも、今後トルドー自由党新政権下で何らかの影響があることが予想される。それについては今後の研究課題と

したい。

参考文献

- 阿部浩己、二〇〇五「カナダの移民・難民法制—在外研究覚書」『神奈川法学』三七(一・三)・三〇一—四二八。
- 安藤由香里、二〇一二「カナダにおける改正難民法(C-31)の問題点」『難民研究ジャーナル』二・一七一—一八。
- 飯笛佐代子、二〇〇七「シティズンシップと多文化国家」日本評論社。
- 大岡栄美、二〇〇九「移民政策・多文化主義」日本カナダ学会編『はじめて出会うカナダ』有斐閣、一三〇—一三八。
- 民政策学会年報』四・二一—一三。
- 岡田健太郎、二〇一三「カナダにおける新しい保守主義の隆盛—『レッド・トーリー』から新自由主義へ」『神奈川県立国際言語文化アカデミア紀要』二・三三一四七。
- 柄谷利恵子、二〇一三「国籍・入国管理政策と対外政策の交差—英國人性をめぐる議論から考える」『国際政治』一七三・一四一—一五四。
- 小暮健太郎、二〇〇八「カナダの政党と政治」畠山圭一・加藤普章編著『アメリカ・カナダ』ミネルヴァ書房、一九一—二〇八。
- 小暮健太郎、二〇一一「2011選挙とカナダの政党システム—多党制から二党制への変化」『杏林大社会科学研究』二七(二)・二七一四〇。
- 佐藤成基、二〇一三「ドイツの排外主義—『右翼のノーマル化』のなかで」小林真生編『移民・ディアスボラ研究3 レイシズムと外国人嫌悪』明石書店、一三七一—四七。
- 城由紀子、二〇〇七「二〇〇六年カナダ総選挙—新保守党首相の誕生」『文化女子大学紀要 人文・社会科学研究』一五・三七一四九。
- 杉田弘也、二〇一三「『タフで人道的な』対策を模索するオーストラリアのボート・ピープル政策—オーストラリア多文化主義の『ドリアン・グレイの肖像』」『神奈川大学国際経営論集』四六・一—二二。

関根政美、11005「多文化国家における移民政策のジレンマ—新自由主義・民主主義・多文化主義」『社会学評論』五六 (1) : 1111九-三四六。

榎本英樹、11011「国家主権の衰退か?—日本における難民政策の展開」『国際移民と市民権ガバナンス—日英比較の国際社会学』〃エルヴァ書房、117-111九。

松井茂記、11011『カナダの憲法—多文化主義の国のかたち』岩波書店。

本岡大和、11009「カナダの難民政策—再定住プログラムを中心とする」『Core Ethics』5: 四八七-四九五。
本岡大和、11010「難民になれない庇護希望者—米加間の『安全な第三国』協定の影響」『Core ethics』5: 四11五-四11五。

Ayed, Nahlah, 2012, *Hungarian Roma hope for sanctuary in Canada*, Globe and Mail, Dec. 13.

Blake, Raymond, 2013, "A New Canadian Dynamism? From Multiculturalism and Diversity to History and Core values," *British Journal of Canadian Studies* 26 (1): 79-103.

Chase, Steven, 2013, *New Fast-track Rules See Big Drop in Refugee Asylum Claims*, Globe and Mail, Feb. 21.

Citizenship and Immigration Canada, 2012a, *Facts and Figures 2011: Immigration Overview – Permanent and Temporary Residents*, Citizenship and Immigration Canada.

Citizenship and Immigration Canada, 2012b, *Annual Report to Parliament on Immigration*, Citizenship and Immigration Canada.

Citizenship and Immigration Canada, 2012c, *Private Sponsorship of Refugees Program* (<http://www.cic.gc.ca/english/pdf/pub/ref-sponsorship.pdf>).

Citizenship and Immigration Canada, 2012d, *Protecting Canada's Immigration System* (<http://www.cic.gc.ca/english/refugees/reform.asp>).

Clark, Campbell, 2010, "Tories' Deal on Refugee Reform Turns out to be Good Politics," Globe and Mail, Jun. 11.

Clark, Campbell, 2013, "Ottawa Announces Deal to Fast-track Mexican Refugees," Globe and Mail, Feb. 14.

Dauvergne, Catherine, 2013, "Refugee rules the end of Canada's humanitarian tradition," Globe and Mail, Jan. 29.

- Galloway, Gloria. 2010. "Jason Kenney Trumpets Hard-fought Immigration Reform," Globe and Mail, Jun. 29.
- Gilbert, Liette. 2013. "The Discursive Production of a Mexican Refugee Crisis in Canadian Media and Policy," *Journal of Ethnic and Migration Studies* 39(5): 827-843.
- Globe and Mail. 2010. "The refugees' choice," Jun. 13.
- Globe and Mail. 2012. "Amid Kenney's Worthy Reforms, a Misstep on Refugees' health," Aug. 23.
- Hamlin, Rebecca. 2012. "International Law and Administrative Insulation: A Comparison of Refugee Status Determination Regimes in the United States, Canada and Australia," *Law and Society* 37(4): 933-968.
- Hardy, Cynthia and Nelson Phillips. 1999. "No Joking Matter: Discursive Struggle in the Canadian Refugee System," *Organization Studies* 20(1): 1-24.
- Harder, Lois and Lyubov Zhyznomirska. 2012. "Claims of Belonging: Recent Tales of Trouble in Canadian Citizenship," *Ethnicities* 12(3): 293-316.
- Ibbetson, John. 2010. "Prime Minister Rejects Proposal to Detain 'Mass Arrival' Refugee Claimants," Globe and Mail, Sep. 22.
- Mehta, Diana. 2012. "Ottawa's Changes to Refugee Health Coverage Compromising Care: Critics," Globe and Mail, Sep. 30.
- National Post. 2012. "Making Canadian Citizenship Matter," Feb. 21.
- Showler, Peter. 2009. *Fast, Fair and Final: Reforming Canada's Refugee System*, The Maytree Foundation.
- UNHCR. 2013. *Asylum Levels and Trends in Industrialized Countries 2012*, Geneva, Swaziland: UNHCR.
- UNHCR. 2012. *Global Trend 2011* (<http://www.unhcr.org/4fd61879.html>, 2013/5/13).